

その他

「玉臺新詠序」訳注（八）

○鎌田 出*1 藤本陽子*1

例言

- 一、本稿は、許橒評選・黎經誥箋注『六朝文絜箋注』（卷8）所収「玉臺新詠序」本文および箋注部分の訳注である。
- 二、底本には、中華書局出版（1962 第1版上海第1次印刷）『六朝文絜箋注』を用いた。
- 三、原文中の引用書に関しては、原典との対照を行い、必要と思われる文字校訂を加えた。校訂を加えた箇所については、語釈または補注で言及した。
- 四、全体は①原文、②語釈、③通釈、④補注よりなる。
- 五、訳注作成にあたり、原則として引用文も含め新漢字を使用した。但し、「弁」（辯・辨）のように意味上の混乱を生じる場合など、部分的に新漢字を用いなかった箇所もある。
- 六、閲覧の便を図るため、原文のうちの本文およびその通釈部分はゴチック表記とした。

①原文

亦有嶺上僊童、分丸魏帝、顏脩内伝：喬順二子、師事仙人棲霞谷、服飛龍藥一丸、千年不饑。故魏文帝詩曰：西山一何高、高高殊無極。上有両仙童、不饑亦不食。与我一丸藥、光耀有五色。服藥兩三日、身輕生羽翼。

②語釈

- 「有」…次の「腰中宝鳳、授暉軒轅」にまでかかる。
- 「嶺上」…魏文帝詩の「西山」の頂を指す。別解あり。④補注参照。
- 「僊童」…仙人に使えるわらべ。「僊」は同音の「仙」に同じ。
- 「分丸」…丸薬を分け与える。
- 「魏帝」…魏の初代皇帝（文帝）曹丕（187～226）。

- 「顏脩内伝」…不詳。四庫全書本『太平寰宇記』（巻55「河北道四」）に引かれる該当部分を示す。「顏修内伝曰、橋順字重產。有二子曰璋、曰琮。師事仙人盧子基於隆慮山棲（棲）霞谷、教二子清虛之術、服飛龍藥一丸、千年不饑。故魏文帝詩曰、西山有双童、不飲亦不食」（アンダーラインが呉兆宜の引用部分）。
- 「喬順」…人名。『古今圖書集成』（博物彙編・神異典巻226・神仙部・列伝3）に「按彰德府志、偕二子璋瑞師事盧子基於隆慮山、後与其子白日飛舉」、また「列伝28」に「按雲笈七籤、喬順字仲產。扶風茂陵人也。少好黃老、隱山修道、年七十不肯娶妻、絕交接之道、心不染可」とある。『雲笈七籤』（巻86「尸解部三」）に「喬順、字仲產、扶風茂陵人也。少好黃老、隱山修道。年七十不肯娶妻、絕交接之道、心不染可欲之地。一旦帰家、自言死日、其時果死。世人以為知命、既葬之。後有見順於敦煌者、前世伝之、皆以為升仙。故《訣錄》曰：仲產知道、遁化神仙、七十不娶、畢命幽山。」とある。
- 「二子」…喬（橋）順の二人のこども、璋と琮。
- 「仙人」…「顏脩内伝」によれば「盧子基（基）」。
- 「棲霞谷」…喬（橋）順の二人のこどもが盧子基（基）に学んだ隆慮山の棲（栖）霞谷。
- 「魏文帝詩」…「折楊柳行」（邊欽立『先秦漢魏晋南北朝詩』魏詩巻4）。なお、『芸文類聚』は「遊仙詩」に作る。引用部分は冒頭の8句。
- 「西山」…「顏脩内伝」によれば、隆慮山を言う、
- 「両仙童」…璋と琮。
- 「五色」…青・赤・黄・白・黒の五色。ここでは目を魅了する美しい彩を言う。『老子』（第12章）に、「五色令人目盲」とある。

③通釈

また西山上の仙人に使えるわらべは、魏の文帝に登仙の丸薬を与え、『顏脩内伝』に、「喬順の二人のこども璋と琮は、棲霞谷で仙人の盧子基に仕え、飛龍薬一粒を服用すると、千年もの長い間饑えることがなかった。それゆえ魏文帝の『折楊柳行』に、西山は一体どうして高いのか、高高と聳えてとりわけ極まり無い。山の上には二人の仙童がいて、饑えもせずまた食べもしない。私に丸薬を一粒くれると、それは五色の美しい彩に輝いていた。服用して二三日すると、身体が軽くなり羽が生えてきた」とある。

④補注 「嶺上」について

「嶺上」について、成瀬哲生氏は次の二句と合わせて「嶺上」と『腰中』の対は、つながりが悪い。前二句を軽やかに舞うさま、後二句を巧みに簫を吹くさま、とする解釈もなされているが、『嶺上』と『腰中』の対は、対として、そもそも奇異である。（中略）おそらく、『嶺上』は、『領上』の誤りかと思われる。」とする（「玉台新詠序札記」4頁（『山梨大学教育人間科学部研究報告 第49号 第1分冊』1998）所収）。その上で、「領上」を「領（えり）」に仙童が（中略）デザインされているのであろう。」と解釈する。

先行する訳注である内田泉之助『玉台新詠（上）』（明治書院 1974）及び石川忠久『玉台新詠』（学習研究社 1986）は、「語釈」において前者は「空中に翻騰たる仙女の觀あるを形容」、また後者は「舞い姿の軽やかな様を形容」と言及し、ともに「山上の仙童」と解釈する。

成瀬氏の解釈は、「嶺（領）上」と「腰中」の対偶関係をより鮮明なものとするが、それが作者徐陵の本来の意図であったかどうかは確かめ難い。また、例えば「弟兄協律、自小学歌、少長河陽、由里来能舞」四句を、内田・石川がともに「協律を弟兄とし、小より歌を学び、少きより河陽に長じて、由来能く舞う」と訓じているように、「弟兄」と「少長」は、

文字面では完成された対を為すが、解釈上ではそうとも言い切れない。

以上により、本訳注では「嶺上」の解釈として従来の「山上（西山の上）」を採用した。

①原文

腰中宝鳳、授曆軒轅。漢書：律曆志：黃帝使泠綸取竹嶺谷、制十二筩以聽鳳之鳴。其雄鳴六、雌鳴亦六、以比黃鍾之宮。**樞** 漢書注：鳳鳥氏為曆正。軒轅黃帝受河圖作甲子、歲紀甲寅、日紀甲子。

②語釈

- 「腰中」…腰（帯）に挟んでいる様。
- 「宝鳳」…竹製の美しい笛。簫。鳳凰と笛との関係は、『古今逸史』本『列仙伝』（卷上「蕭史」）に、「（弄玉）居数年、吹似鳳声、鳳凰來止其屋」とある。なお、前出の成瀬哲生氏は、「帯または腰の辺りに鳳凰がデザインされているのであろう」とする。
- 「軒轅」…伝説上の帝王、黃帝を言う。『漢書』（卷21 下「律曆志第一下」）に「黃帝氏（中略）有軒冕之服、故天下号軒轅氏」とある。
- 「漢書」…『漢書』（卷21 上「律曆志第一上」）。途中一部省略がある。
- 「泠綸」…人名。
- 「嶺谷」…地名。崑崙山の北にあった。前出『漢書』（律曆志第一上）に「昆侖之陰取竹之解（嶺）谷生」とある。『文選』（卷5）所収の左思「吳都賦」に「嶺谷能連」とあり、劉良の注に「嶺谷山名。生美竹」とある。
- 「十二筩」…「筩」は「筒」に同じ。十二本の竹の筒。ここでは笛を指す。
- 「黃鍾之宮」…六律の音の一つである宮。「黃鍾」は、音楽の調子を表す十二律の陽の六律の一つ。「宮」は、音階を表す五音（宮・商・角・徵・羽）の一つ。
- 「樞」…以下、顧樵の注であることを言う。顧樵の注は「鳳鳥氏為曆正」部分。④補注参照。

- 「漢書注」…『漢書』卷19「百官公卿表七上」の張晏の注。引用部分は「鳳鳥氏為曆（歴）正」。
- 「鳳鳥氏」…黃帝の子、少昊金天氏。前掲張晏の注に「少昊之立、鳳鳥適至。因以名官」とある。
- 「曆正」…曆法をつかさどる官。歷正。『春秋左氏伝』（昭公17年）に「秋（中略）我高祖少皞、摯之立也、鳳鳥適至。故紀於鳥、為鳥師而鳥名。鳳鳥氏歷正也」とある。
- 「河図」…伝説の帝王伏羲の時代に黄河より出た図。「易」の「八卦」のもととなつたとされる。『隋書』（卷32「志第27 経籍1」）に「河図（中略）自黃帝至周文王所受」とある。
- 「甲子」…十二支。黃帝が大撓に命じて十二支を作らせたことを言う。『御批資治通鑑綱目』（卷首「立占天之官」）に「（黄）帝既受河図」とあり、続く「命大撓作甲子」に「（黄）帝命大撓探五行之情、占斗柄所建、始作甲子」とある。
- 「歲紀甲寅、日紀甲子」…黃帝が容成に命じて曆法を発明させたことを言う。『御批資治通鑑綱目』（卷首「命容成作蓋天及調歷」）に「作調歷、歲紀甲寅、日紀甲子、而時節定」とある。また、『史記』（卷1「五帝本紀」）の「正義」に「黃帝受神策、命大撓造甲子、容成造歷」とある。

③通釈

腰に差しはさんだ美しい笛は、その調べにより黃帝に曆を授けた。『漢書』の「律曆志」に、「黃帝は冷綸に嶺谷で竹を探らせ、鳳凰の鳴き声を聞いて十二本の竹の笛を作らせた。そのうち六つは雄の鳴き声、残る六つは雌の鳴き声で、六律の一つの音である宮になぞらえた」とある。顧樵の注は、『漢書』の「鳳鳥氏が曆正の官となる」を引き、「軒轅黃帝が河図を授かり、十二支、年、月日を定めた」とする。

④補注 顧樵の注について

顧樵は、「鳳」「曆」「軒轅」三者を「黃帝の子であ

る鳳鳥氏少昊」「少昊の職であった歴（曆）正」「河図を得て曆を作らせた黃帝」（傍点、訳注者）として関係づける。しかし、五帝の一人である少昊を「腰中」にありとするのは、対応する「嶺上僊童」との関係からも不自然である。また、「寶鳳」を「少昊」とした場合、「曆正」であった少昊が曆を作らせた父親の黃帝に曆を授けたこととなり、諸書の記述に整合しない。加えて、『史記』正義の「神策」の索隱に「神策者神蓍也」とあるように、黃帝は「河図」ではなく「神策」すなわち「占いに用いる竹策」を得て曆を作っている。以上のことより、顧樵の解釈には無理がある。

なお、内田泉之助『玉台新詠（上）』の語釈および石川忠久『玉台新詠』の注は、ともに吳兆宜注に沿った「古は十二律を十二月に配し、それぞれの月の異名とした。故に律と曆と深い関係がある。」、「十二の音階を十二月に配し、各々の月の異名としており、律と曆は関係が深いところから「授曆軒轅」という。」との解釈をそれぞれ加えているが、「十二律・十二の音階」が「十二月」に結びつく資料は示されていない。管見の範囲だが、『黃帝素問靈枢』（卷3「經別篇第11」）に「六律建陰陽諸経、而合之十二月、十二辰、十二節、十二経水、十二時、十二経脈者」とある。

①原文

金星与婺女争華、麝月共嫦娥競爽。顧野王詩：妝罷金星出。晋杜預曰、婺女為已嫁之女、織女為処女。梁簡文帝詩：約黃能效月、裁金巧作星。張正見艷歌行：裁金作小靨、散麝起微黃。酉陽雜俎：近代妝尚靨、如射月曰黃星靨。靨、鉢之名。蓋自孫吳鄧夫人也。王充論衡：羿請不死藥於西王母、羿妻嫦娥竊以奔月。**樵** 史記注：婺女四星、天少府也。主布帛、裁製、嫁婺。

②語釈

○「金星」…金星。地球から見える惑星の中で、最も

明るく見える。宵の明星・明けの明星。

○「婺女」…星宿の名。二十八宿の一つ、女宿。「須女」とも言う（『晋書』卷11「志第一 天文上」）。

○「麝月」…月を言う。『玉台新詠序』以前に用例を見出せず、『玉台新詠序』を初出とする表現と思われる。

○「嫦娥」…月に住む女神。後出の羿の妻。『淮南子』（卷6「覽冥訓」）に「羿請不死之藥於西王母、恒娥竊以奔月」とあり、高誘の注に「恒娥羿妻」とある。後に前漢第5代皇帝文帝劉恒の諱を避けて「恒」を「嫦」に改めた。

○「顧野王詩」…顧野王（519～681）は、南朝梁の文人。前漢の馮野王を慕って顧体倫から顧野王に改名した。詩は、「艷歌行三首 其三」（『先秦漢魏晋南北朝詩』陳詩卷2）に。「窓開翠幔卷、妝罷金星出」とある。

○「杜預」…（222～284）西晋の学者。『春秋左氏伝』の注釈書である『春秋經伝集解』を著した。「曰」以下の部分は、四部叢刊本『春秋經伝集解』（昭公「經十年」）に載せる。なお、「已」を「既」に作る。

○「梁簡文帝詩」…梁簡文帝（503～551）は、南朝梁の2代皇帝蕭綱（在位549～551）。詩は「美女篇」（『先秦漢魏晋南北朝詩』梁詩卷20）。

○「約黃」…額に黄色の粉黛を施す化粧法。

○「裁金」…不詳。「約黃」と対をなすこと、以下に引く張正見「艷歌行」の「裁金作小靨」からすれば、顔に金色を点じる化粧法であろう。

○「張正見」…南朝梁から陳にかけての文人。生没年不詳。

○「艷歌行」…樂府題の一つ。「樂府」は、古体詩の形式の一つ。詩は、『先秦漢魏晋南北朝詩』（陳詩卷2）に載せる。

○「裁金作小靨」…金箔を切って小さな「つけえくぼ」とする。次項の「散麝起微黃」とともに、化粧法を言う。

○「散麝起微黃」…「散麝」は不詳。以下の「微黃」より、ひとまず「麝」を「麝香草」すなわち「鬱金

香」と解しておく。「微黃」は薄い黄色の意だが、ここでは化粧を言う。鬱金香（の黄色）を散らして薄い黄色を施す。

○「酉陽雜俎」…唐の段成式（？～863）の著。広範な知識や異聞をまとめた見聞雑録。引用部分は卷8「鯨」に載せる。

○「射月」…つけえくぼ。『酉陽雜俎』が「鉢（金の花飾り）の名」とする如く、顔に施す化粧法。テキストは「尚靨、如射月曰黃星靨」に読み誤るため、句読を「尚靨如射月、曰黃星靨」に改めた。

○「鄧夫人」…三国時代吳の孫和（224～253）の后妃。

○「自孫吳鄧夫人」…晋の王嘉の選とされる『拾遺記』（卷8）に載せる、鄧夫人が頬に傷を負い、癒えた後に紅色が残っていたのを真似するのが、宮中の女性たちの間で流行した話を踏まえる。

○「王充論衡」…後漢の思想家王充（27～97）の著書。神秘思想や迷信を否定する。引用箇所は見当たらぬ。『太平御覽』（卷4「天部四」月）に張衡の『靈憲』を引いて当該部分を載せる。なお、『太平御覽』は「嫦」を「姮」に作る。

○「羿」…伝説上の弓の名人。『楚辭』（天問）の注に『淮南子』を引いて「堯時十日並出、草木焦枯。堯命羿仰射十日、中其九日。日中九鳥皆死」とある。

○「西王母」…崑崙山に住む伝説上の女神。『漢武内伝』に「女對曰、我墉宮玉女王子登也。乃為王母所使崑崙山來」とある。

○「樵」…以下、顧樵の注であることを言う。

○「史記注」…『史記』（卷27「天官書」）の「正義」に、「婺女四星、亦婺女。天少府也。（中略）主布帛、裁製、嫁娶。」とある。

○「四星」…みずがめ座ε星を構成する四つの星。

○「少府」…朝廷の財務を司る役所。

○「布帛」…衣服の材料。

③通釈

金星は婺女と美しさを競い、月は嫦娥と鮮やかさを

競う。顧野王の「艷歌行三首 其三」に、「化粧を終え顔に金星を出す」とある。晋の杜預が言うには、「婺女はすでに嫁入りした女性であり、織女は処女である」と。梁簡文帝の「美女篇」に、「額に黄色の粉黛を施して月に似せ、金箔を切って巧みに星を作る」とある。張正見の「艷歌行」に、「金箔を切ってつけえくぼを作り、鬱金香を散らして薄い黄色を施す」とある。『酉陽雜俎』に、「近頃の化粧は射月のような髪を重んじて、黄星髪と言う。髪は、金の花飾りの名である。思うに三国時代の呉の鄧夫人から始まったものだ」とある。王充の『論衡』(靈憲)に、「羿が不死の薬を西王母に求め手に入れたが、羿の妻の嫦娥は薬を盗み月に逃れた」とある。

(以上、鎌田)

①原文

驚鸞治袖、時飄韓掾之香、北堂書鈔：袁宏賦云：舞迴鸞以紝袖。世說：韓寿、美姿容、賈充辟以為掾。充女於青瑣中見壽悅之、與女通、充見女盛自搔拭、又聞壽有異香之氣、是外國所貢、一著人衣、歷月不歇、充疑壽與女通、取左右婢考問之。婢以狀言。充秘之、以女妻壽。

②語釈

- 「驚鸞」…驚いて飛び立つ鸞。「飛燕」と対になる。
- 「鸞」…想像上の鳥。彩り鮮やかで歌う鳥。『山海經』(「荒西經」)に「有五彩鳥三名、一曰皇鳥、一曰鸞鳥、一曰鳳鳥(中略)鸞鳥自歌、鳳鳥自舞」、また「海外經」に「有鸞鳥自歌、鳳鳥自舞」とある。『説文解字』(「鸞」)に「亦神靈之精也。赤色五彩鷁形。鳴中五音頌声作。」とある。鳳凰とともに鏡の紋になり「鸞鏡」と呼ばれる。『玉台新詠』(卷9) 所収の鮑照「代淮南王二首 其一」に「鸞歌鳳舞斷君腸」の句、また、(卷8) 所収の庾信「奉和詠舞」に「鸞迴鏡欲滿」の句がある。
- 「治袖」…なまめかしい袖。『芸文類聚』(卷67 衣冠

部「袍」)に引く江總「山水納袍賦」に「嗟斑鸞之已颯、愧冶袖之為妍」とある。また『樂府詩集』(巻68)に載せる唐・張柬之「東飛伯劳歌」に「絕世三五愛紅妝、冶袖長裾蘭麝香」とある。あの「長裾」と対をなす。

- 「飄」…ただよう。
- 「韓掾」…西晋の韓寿。「掾」は、地方の長官配下の役人。属官。『太平御覽』(巻379「人事部二十」)に引く『晋書』に「韓寿、武帝時為掾」とある。また『蒙求集註』(「韓寿竊香」)に「賈充辟為司空掾」とある。韓掾は李商隱の「無題四首 其二」(『全唐詩』巻539)に「賈氏窺簾韓掾少」とある。
- 「北堂書鈔」…隋末の虞世南による類書。四大類書の一つ。
- 「袁宏」…東晋の文人、歴史家。『後漢記』の著者。
- 「袁宏賦」…袁宏による賦のこと。『北堂書鈔』(樂部「舞篇三」)の「若鳳翼之逶迤」の注に該当文あり。引用箇所の全文は「舞迴鸞以紝袖、觀佳人之玉儀、曳羅裙以徘徊、為鳳翼之逶迤」。なお、袁宏の賦は北京大学図書館所蔵本の注によれば「夜甜賦」であるが、引用部分に多数の文字異同がある。さらに「今案嚴輯袁宏集有夜酣賦、仍脫此四句」という案語が加えられている。
- 「迴」…まわる、めぐる。
- 「紝」…めぐらす。
- 「世說」…『世說新語』のこと。宋の劉義慶による後漢末から東晋末の名士の逸話集。本文の引用は「惑溺」からだと考えられるが、文言の削除および挿入がなされている。補注参照
- 「韓寿」…西晋の政治家。美男で知られる。妻は賈充の四女。
- 「賈充」…西晋の貴族。韓寿の舅。
- 「辟」…召す。
- 「青瑣」…屏の格狭間の内のこうざま盲連子に緑青を塗つたもの。『漢書』(巻98「元后伝」)に「赤屏戸青瑣」とある。

- 「異香」…以下に「外国所貢」とあるので、月氏国からの貢物の香のことか。『十洲記』に「延和三年。武帝幸安定。西湖月支国王遣使献香四両。大如雀卵黑如桑椹。帝以香非中国所有以付外庫」とある。
- 「歴月」…何ヶ月にもわたって。
- 「歇」…やむ。

③通釈

驚いて飛び立つ鸞のように動くなまめかしい袖は、ときに韓掾の香を漂わせ、北堂書鈔に、袁宏賦に、めぐる袖の鸞は舞いめぐる、とある。世説新語に次のようにある。韓寿の容姿は美しかった。賈充は彼を召して掾にした。充の娘が青瑣の中で寿を見て快く思った。娘のところに通った。充は娘が盛んに身綺麗にしているのを見、また寿の変わった香の香りをかいだ。これは外国からの貢物であり、一度着けるとしばらく消えないものだった。充は寿が娘のところに通っているのではないかと疑い、そばにいる召使いに尋ねた。召使いはそうだと言った。充はこのことを秘密にし、娘を寿の妻にした。

④補注 世説新語からの引用について

現行の『世説新語』に照らした場合、抜粋にとどまらない異同が見られる。『世説新語』には「韓寿美姿容。賈充辟以為掾。充(每聚会、)女於青瑣中(看)見。寿説之、(恒懷存想發於吟詠後婢往。寿家具述如此弁言女光麗。寿聞之心動。遂請婢潛修音問及期往宿。寿躊躇絕人、踰牆而入。家中莫知。)充覺女盛自払拭、(説暘有異於常後会諸吏、)聞寿有奇香之氣、是外国所貢、一箸人則歴月不歇。充(計武帝唯賜已及陳騫余家無此香)疑寿与女通、(而垣牆重密門閭急峻何由得爾之託宣有盜令人修牆使反曰其余無唯東北角如有人跡而牆高非人所踰充乃)取女左右婢考問。即以状對。充秘之、以女妻寿」とある。なお、()は本文省略箇所、_____は異同が認められた箇所を訳注者が付した。文字の異同に関して「瑣」、「悦」、「異

香」は『太平御覽』と同じだが他は異なり、注と同一の文が見当たらない。本文には「与女通」が2度書かれているが、原本は1度で、意図的な挿入が見られることから、原文を注釈者が長い引用箇所を要約する際、文意に合わせて編集したのではないかと推測する。

①原文

飛燕長裾、宜結陳王之佩。西京雜記：趙飛燕立為皇后、其弟合德上遺織成裾。陳思王植洛神賦：願誠素之先達兮、解玉佩以要之。

②語釈

○「飛燕」…飛ぶ燕。「驚鸞」と対をなす。『芸文類聚』（「舞」）の張衡の「舞賦」に「裾似飛燕、袖如廻雪」とある。

○「長裾」…裙の長い裾。『六臣注文選』（巻34）所収の曹植「七啓八首 其六」に「長裾隨風、悲歌入雲」とある。ここでは「冶袖」と対になっているが、『玉台新詠』で「長裾」が使われる詩は辛延年「羽林郎詩一首」（巻1）の「長裾連理帶、広袖合歡襦」と、呉均「携手」（巻6）の「長裾藻白日、広袖帶芳塵」の2首では、どちらも「広袖」と対をなしている。石川忠久『玉台新詠』（学習研究社 1986）は、この箇所と辛延年の詩に関しては「襟」と訳しているが、呉均の詩では「長い裾」と訳している。黃能馥・陳娟娟・黃鋼編著、古田真一監修・翻訳『中国服飾史図鑑』（国書刊行会）（巻1）に「魏晋時代の女性の服装は、漢代の遺風を継承すると共に、少数民族の服式を吸收しながら、伝統を基礎として発展していく。一般的には衫や襦を着て、裙をはく形式であるが、上半身よりも下半身を飾り立て、上衣は身体と密着し、袖は大きくゆったりとしている。また裙の多くは褶襠裙（襞を多くした裙）で、地面を曳くほど長く作られ、しかも裾は緩やかであり、それによって華麗な美しさが強調された。」とある。

- 「陳王」…魏の曹操の三男、曹植のこと。陳王で生涯を終えたことからこう呼ばれる。諡の「思」から、陳思王とも呼ばれる。
- 「佩」…腰に下げるかざりの玉。『楚辭』「離騷経」に「求宓妃之所在、解佩纕以結言兮」とある。
- 「西京雜記」…前漢の首都長安の風俗に関する逸話集。著者は葛洪とあるが不明。補注参照。
- 「趙飛燕」…漢の成帝の趙皇后の号。『玉臺新詠序』訳注(五)および『玉臺新詠序』訳注(六)も参考のこと
- 「弟合德」…妹の合徳あるいは昭儀のこと。昭陽殿にいた。『西京雜記』(卷1)に「趙飛燕為皇后、其女弟在昭陽殿」とある。『玉台新詠序』訳注(六)も参考のこと
- 「織成」…色糸と金色の糸で織り上げた織物。あやぎぬ。『西京雜記』(卷1)に載せる妹が贈ったものリストに「織成上襦、織成下裳」とある。
- 「洛神賦」…『文選』(卷19)に所収される陳思王の賦。『玉台新詠序』訳注(七)も参考のこと
- 「誠素」…かざりのない心。
- 「玉佩」…佩に同じ。「玉」は美称。『詩経』「國風」「無衣三章章五句」に「我送舅氏、悠悠我思、何以贈之、瓊瑰玉佩」、あるいは『詩経』「國風」「女曰鶴鳴」に「知子之來之、雜佩以贈之」とあり、玉佩は思い人への贈り物となる。
- 「要」…ちかう。

③通釈

飛ぶ燕のように動く長い裾(裙)は、陳王の佩を結ぶにふさわしい。『西京雜記』に、趙飛燕が立后され、その妹の合徳はあやぎぬの裾をおくった、とある。陳思王、曹植の「洛神賦」に、自分の思いが相手に届くよう願い玉の珮をほどき愛を誓った、とある。

④補注　注に引用される『西京雜記』の箇所について

『西京雜記』に「織成裾」はない。「太平御覽」「織

成」に、「西京雜記曰、趙飛燕為皇后、其女弟昭儀在昭陽殿、遺飛燕書曰…、以陳蹠躍之志內有織成下裾」とあり、他に合致する文献が見つけられないため、『太平御覽』からの引用ではないかと推測される。なお「其女弟」から「女」が抜け落ちた経緯は不明である。

(以上、藤本)

(以下、続く)